

4. デリバティブ取引

ア. 定性的情報

a. 取引の内容

当社が利用対象としているデリバティブ取引は、以下のとおりです。

- ・金利関連：金利先物、金利オプション、金利スワップ、スワップション
- ・通貨関連：先物為替予約、通貨オプション、通貨スワップ
- ・株式関連：株式先物、株式オプション、株価指数先渡契約
- ・債券関連：債券先物、債券オプション

なお、店頭取引において、リスクが過大となるような複雑な仕組みの取引はありません。

b. 取組方針

当社では、デリバティブ取引を、運用資産の金利・為替・価格変動リスクに対する有効なヘッジ手段と位置付けており、原則として、ヘッジ目的に利用を限定しています。

c. 利用目的

当社が利用しているデリバティブ取引の主な利用目的は、以下のとおりです。

- ・「金利関連取引」は、変動貸付金利を固定化する目的、および債券の価格変動リスクを減殺する目的で利用しています。
- ・「通貨関連取引」は、外貨建資産の購入・売却時の為替レートを事前に確定する目的、および為替変動による損失を一定範囲内に限定する等、為替リスクを回避する目的で利用しています。
- ・「株式関連取引」は、株式ポートフォリオの価格変動リスクを回避する目的で利用しています。
- ・「債券関連取引」は、近い将来に購入・売却を予定している債券を対象に実際の取引時点までの価格変動リスクを回避する目的、および現在保有している債券の価格変動リスクを減殺する目的で利用しています。

上記取引のうち、変動貸付金利を固定化する目的の「金利関連取引」や為替リスクを回避する目的の「通貨関連取引」の一部については、ヘッジ会計を適用し、それぞれキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理や時価ヘッジを行っています。

d. リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、原則として、運用資産の金利・為替・価格変動リスクのヘッジを目的としているため、デリバティブ取引のもつ市場リスクは減殺され、限定的なものになっています。

また、取引形態は、取引所を通じた取引、あるいは、格付等を勘案し信用度が高いと判断される取引先を選別した店頭取引であり、取引相手が倒産等により契約不履行に陥り、損失を被るリスクは限定的です。

e. リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引の取引種類毎に利用方針等を取扱基準として規定化するとともに、取引限度額を設定することでリスクを抑制しています。また、取引先の選定にあたっては、格付等を勘案し信用度が高いと判断される取引先を選別しています。

取引状況については、運用リスク分科委員会等において、ヘッジ対象となる運用資産とトータルで損益を把握する等、包括的な管理を行っています。また、取引実施部門（フロントオフィス）と事務管理部門（バックオフィス）を分離し、フロント・バック間で相互牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っています。

f. 定量的情報に関する補足説明

(1) 時価算定に係る補足説明

[株式先物、債券先物取引等の取引所取引の場合]

期末日の終値または清算値

[金利スワップ取引]

取引相手先から入手した期末日の時価

[先物為替取引等の店頭取引の場合]

期末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準として、当社で算出した理論価格

(2) 差損益に関する補足説明

当社では、デリバティブ取引を、原則として、運用資産の市場リスクをヘッジする手段として利用しており、いわゆるトレーディング目的の取引はありません。

例えば、金利スワップ取引は、主に変動貸付金利を固定化する目的で利用しており、取引単位で損益をとらえるのではなく、ヘッジ対象となる運用資産と合わせて管理を行っています。

同様に、通貨スワップ取引は、外貨建資産の為替リスクを回避するために利用しており、対象となる外貨建資産と合わせて管理を行っています。

(3) 「デリバティブ取引の時価情報」に係る補足説明

デリバティブ取引の差損益は貸借対照表および損益計算書に計上されますが、一部の取引についてはヘッジ会計を適用し、オフバランスとしています。

「差損益の内訳」では、ヘッジ会計適用分の差損益とヘッジ会計非適用分の差損益を区分表示いたしました。ヘッジ会計非適用分の差損益については、損益計算書に計上しております。また、通貨関連のヘッジ会計適用分については、時価ヘッジを適用しており、当該差損益を損益計算書に計上しています。

デリバティブ取引の種類別内訳では、ヘッジ会計適用分と非適用分とを合算して記載しています。